

平素より、当メールマガジンを御愛読いただきありがとうございます。

木々の葉が見事に色づくとともに、寒さも本格化してまいりましたが、読者の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、今月号ではトップニュースとして、交通政策基本法の成立についてご連絡させていただきます。さらに、地域公共交通確保維持改善事業についてのご連絡や、北陸信越運輸局が開催したセミナー及び研修、沖縄における取り組み紹介など、幅広くご紹介させていただきますので、お手隙の際にぜひご一読ください。

それでは、11月配信のメールマガジンは以下の内容でお送りいたします。

11月号目次

- 交通政策基本法の成立について（公共交通政策部 参事官（総合交通））・・・2
- 地域公共交通確保維持改善事業をより効果的に実施するため、ガイドランスを作成しました（公共交通政策部 交通支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 地域交通システム再構築促進セミナー「応用編」、地域公共交通勉強会・地域公共交通（地方ブロック）研修Ⅰを開催しました（北陸信越運輸局）・・・4
- 沖縄における交通事情（沖縄総合事務局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 「くらしの足をみんなで考える全国フォーラム2013～「移動の問題」を本音で語り合おう、知り合おう～」に参加してきました（公共交通政策部）・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・10



交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会における中間とりまとめ
(案) について (交通計画課)

12月18日(水)に開催された交通政策審議会地域公共交通部会(平成25年度第5回)では、前回までの委員意見等を踏まえとりまとめられた中間とりまとめ(案)が主な議題となりました。中間とりまとめ(案)では、交通政策基本法の考え方等を踏まえた「地域公共交通の充実に向けた新たな制度的枠組み」について記載されており、委員によって議論がなされました。審議の結果、中間とりまとめ(案)は、今回の委員意見等を反映させたものをもって、本部会の中間とりまとめとされること、最終的な取りまとめについては、部会長に一任されることが決定しました。

○中間とりまとめ(案)の主な記載事項

はじめに

1. 地域公共交通の現状
2. 地域公共交通に対する社会的要請の増大
3. 地域公共交通に係る問題点とその背景
4. 解決の方向性
 - ① まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ② 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
 - ③ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
 - ④ 広域性の確保
 - ⑤ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ⑥ 具体的で可能な限り数値化した目標設定
5. 地域公共交通の充実に向けた新たな制度的枠組みの構築
 - (1) 交通政策基本法との関係
 - (2) 新たな制度的枠組みの方向性
 - ① 交通政策基本法を踏まえた地域公共交通の目指すべき方向性の明確化
 - ② まちづくり等の地域戦略と一体となった総合的な地域公共交通ネ

中間とりまとめ(案)他、配布された資料はこちらです。→
http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo12_sg_000058.htm

地域公共交通確保維持改善事業をより効果的に実施するため、ガイダンスを作成しました（公共交通政策部 交通支援課）

地域公共交通確保維持改善事業では、多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援しています。

これらの取組みは一過性のものでなく、継続的な実施が求められることから、地域が実施した事業の内容を振り返って、目標の達成状況などを評価・分析し、次の取組みに反映していくという継続的な取組みが重要です。このため、国土交通省では地域公共交通確保維持改善事業において、それらの取組みを「事業評価」として制度化しています。地域公共交通確保維持改善事業をより効果的・効率的なものとするためには、この「事業評価」を単なる振り返りの場ではなく、改善のための場として積極的に活用して頂きたいと考えています。

そこで、国土交通省では、事業評価を通じて地域公共交通確保維持改善事業を効果的に実施するためのガイダンスを作成しました。作成に際しては、地域で本事業に実際に携わっている学識経験者の方や地方自治体の方にもご協力を頂きながら、議論を重ねてきたところです。

本ガイダンスは2部構成としており、第Ⅰ部では、事業評価の考え方や制度の概要などを簡単にまとめるとともに、第Ⅱ部では、地域公共交通確保維持改善事業の補助メニューごとに、地域における目標の設定方法、指標、評価実施のスケジュールなどについてまとめています。加えて、参考資料のコーナーも設け、指標の計測方法及び計測に際して注意すべき点について補足情報を記載しており、事業評価についてだけでなく、計画の策定・変更、目標設定などに際しても活用頂ける内容となっています。

地域公共交通確保維持改善事業のより効率的・効果的な実施に向けて、広く本ガイダンスをご活用頂ければ幸いです。

本ガイダンスは以下の国土交通省公共交通政策部のウェブサイトよりダウンロード可能ですので、是非ご覧下さい。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

地域交通システム再構築促進セミナー「応用編」、地域公共交通勉強会・地域公共交通（地方ブロック）研修Ⅰを開催しました（北陸信越運輸局）

北陸信越運輸局では、人材育成に資する取組みとして、地域交通システム再構築促進セミナー「応用編」、地域公共交通勉強会・地域公共交通（地方ブロック）研修Ⅰを開催しましたので、その様子を紹介いたします。

◆地域交通システム再構築促進セミナー「応用編」

○日時：10月28日 会場：長野県長野保健福祉事務所（長野市）

10月29日 会場：長野県松本合同庁舎講堂（松本市）

○主催：北陸信越運輸局・長野県

当運輸局水野交通企画課長の挨拶に続き、筑波大学システム情報系准教授の谷口綾子氏より「モビリティ・マネジメントのポイントについて」と題して、モビリティ・マネジメントの専門家の立場から、ご講演を頂きました。

谷口氏のご講演では、「何を言われたら公共交通を利用するようになるかは人それぞれ。そのため、MMの対象者をしぼって、バス・電車に興味をもってもらい、ポジティブなイメージを形成してもらうことが大切。」などのご説明を頂きました。



谷口准教授による講演（松本会場）



齊藤係長による講義（長野会場）

谷口氏のご講演の後、「地域協働推進事業及び同事業における特例措置について」総合政策局公共交通政策部交通支援課 齊藤係長、高橋事務官よりご講義頂きました。その後、「地域交通の事業評価と改善」と題して、北陸信越運輸局企画観光部交通企画課大津専門官が講義を行いました。

また、2日目の午前中には、谷口氏を中心としたメンバーと管内他県の自治体からの参加者を中心としたメンバー等に分かれて、長野市役所のご協力の下、電動バス実証実験の様子やICカード「KURURU」システムの現地視察等を行いました。

なお、この電動バス実証実験は、早稲田大学の監修の下、環境省の調査事業として平成23年度から実施されており、「非接触充電方式」を採用した短距離走行・高頻度充電運行を行う先進的な取組みとなっています。



電動バス後部のバッテリー



非接触式の充電装置（左下）

◆地域公共交通勉強会・地域公共交通（地方ブロック）研修Ⅰ

- 日時 11月21日 地域公共交通勉強会
11月22日 地域公共交通(地方ブロック)研修Ⅰ
○会場 北陸信越運輸局(新潟美咲合同庁舎2号館)

地域公共交通勉強会では、今年、地域公共交通優良団体表彰(大臣表彰)を受けた、富山県魚津市の宮野市街地活性化室長より、「魚津市民バス事業の概要及び経過」と題して、魚津市の熱意ある公共交通への取組みについて、事例紹介を行って頂きました。

また、魚津市の事例紹介の後には、勉強会参加自治体と運輸局・運輸支局職員による班別意見交換会が行われました。



意見交換会の様子

通施策の取組みについて」講義を行い、その後、(株)ヴァル研究所、ジョルダン(株)による「公共交通機関の乗継案内サービスの取組みについて」講義とデモンストレーションが行われました。

また、午後の講義では、慶應義塾大学商学部准教授田邊勝巳氏より、「公共交通の維持に関する経済学からの一考察」と題してご講演頂きました。普段、公共交通を経済学の視点から考える機会が少ない中、貴重なご講演となりました。

その後、田邊氏からご講演を頂いた経済学的な視点を踏まえた上で、「自治体の財政負担について」班別討議を行い、2日目も活発な議論が行われました。また、班別討議は各自治体の方々の交流を深めるとても良い場にもなったようです。

セミナーや勉強会後は、自治体の方から「良い刺激を受けた」「他の自治体の話を聞いて勉強になった」との声があり、とても実りあるものとなったようです。



魚津市宮野室長による事例紹介

その内容は、「国・自治体・利用者・運送事業者の役割について」「コミュニティバスの運賃のあり方とその設定方法について」の2テーマで行われました。各班とも熱い議論が交わされ、まだまだ時間が足りないといった様子でした。

翌日に行われた地域公共交通(地方ブロック)研修Ⅰでは、冒頭に、当該研修の主催者である柏研修センターの柳原教授による開講の挨拶が行われ、続いて当運輸局交通企画課員がリレー形式により「北陸信越地域における公共交



柳原教授 開講挨拶



田邊准教授によるご講演

沖縄における交通事情（沖縄総合事務局）

離島県である沖縄の公共交通に関する話題を発信させていただきます。

○ゆいレールの延伸

沖縄都市モノレール、通称「ゆいレール」は、沖縄における戦後初の定時・定速の陸上公共交通機関として平成15年8月に開業し、那覇空港から県都那覇市の市街地を經由して世界遺産の「首里城」近くの首里駅までの12.9 Kmを走っており、今日では県民や観光客の足として定着しています。

ゆいレールは、現在、沖縄県、那覇市、浦添市及び沖縄都市モノレール（株）が事業主体となり、現在の終着駅（首里駅）から北方面（沖縄自動車道西原IC付近）へルートを延長するとして、昨年軌道法に基づく特許を取得して平成31年の開業を目指していたところ、本年6月には工事施工の認可も取得し、いよいよ延伸工事（4.1キロ、4駅新設）が始まりました。

11月2日（土）には延長整備起工式が開催され、事業主体、政府関係者及び地域住民ら約500人が参加して盛大に工事開始を祝いました。

平成31年にゆいレールが延長されると、最終駅で沖縄自動車道と連結し、高速バスやマイカーとの乗り継ぎにより、沖縄本島の中北部の方々へ定時の公共交通の利便性を提供できるものと期待されています。

事業概要は以下を参照ください。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/toshimono/enchou.html>



起工式では延長沿線にある小中学校の生徒によるメッセージ披露の後、その生徒を含む関係者により祈念のくす玉割りが行われました。



浦西駅（仮称）のイメージ図、同駅は沖縄自動車道と交通結節を図ることから大型のパーク&モノライド駐車場と合わせて整備される予定です。

○石垣市『まちなかじゅんかんバス』が運行開始

石垣市は、沖縄本島から南西約400 Kmに位置し、日本最南端の八重山地域で唯一県外便が発着する空港を有する他、西表島や与那国島等を結ぶ港があるなど同地域の拠点になります。

従前から観光客の多い地域でしたが、去る3月に新空港「南（ぱい）ぬ島石垣空港」が開港したことから全国的に注目され、観光客は更に増加しております。

一方では、65歳以上の老年人口の増加や世帯当たり人口は減少などから交通弱者は増加し、市街地の一部や周辺部での「公共交通空白地域」の問題も存在しておりました。

そこで、石垣市では、これら交通空白地域の解消と、新空港や石垣港との交通結節機能の強化を図るため、地域公共交通調査事業（H24）により作成した生活交通ネットワーク計画に基づく『まちなかじゅんかんバス』の運行を10月より開始しております。

観光やお仕事で八重山（石垣）を訪れる機会がありましたら、市街地におけるお散歩感覚で是非ご乗車頂ければと思います。



「くらしの足をみんなで考える全国フォーラム2013～「移動の問題」を本音で語り合おう、知り合おう～」に参加してきました（公共交通政策部）

先月号でご連絡をしておりました、「くらしの足をみんなで考える全国フォーラム2013～「移動の問題」を本音で語り合おう、知り合おう～」（主催：くらしの足をみんなで考える全国フォーラム実行委員会）が11月24日に開催され、藤井公共交通政策部長より基調講演を行ったとともに、ポスターセッションに参加してまいりましたので、概要についてご報告いたします。

本全国フォーラムは、行政・社協職員、研究者、福祉・介護・医療の従事者、バス・タクシー事業者、NPOなど、多くの関係者が集まり、「移動の問題」を語り合い、解決策のヒントを得ること等を目的に開催されました。

○藤井公共交通政策部長による基調講演の概要

自家用自動車の普及等により、民間交通事業者の経営が悪化しており、今後、人口が減少し、高齢化する中で、地域公共交通に係る問題を事業者だけで解決していくのは難しいという共通認識がある。

平成19年に地域公共交通活性化再生法が制定されて以降、全国の市町村により約500の連携計画が作成された。その中には先駆的なもの、評価されるべきものがある一方で、計画が十分でないが故にネットワークが衰退しているものもある。

このため、地域が作成する計画がより総合的かつ持続可能なものになるよう、法律や支援措置を含めた全体の枠組みを変えていく必要がある。

したがって、今国会に提出している交通政策基本法案（注：12月4日に公布・施行）の考え方を踏まえた上で、地域公共交通活性化再生法の改正を検討している。地域公共交通の問題は一朝一夕に解決するものではないが、関係者の方々と力をあわせつつ、私どももその一助として解決に向けて頑張っていきたい。

○ポスターセッション

ポスターセッションでは、くらしの足を支えるサービス提供や制度利用に関する国内各地の実施例について、ポスターパネルを設置して、発表者とフォーラム参加者との個別の意見交換、交流がなされました。

当部からは、各地域における公共交通確保・維持の課題解決の手助けとなるよう、地域公共交通に関する情報発信の取組みのうち、地域公共交通支援センター、地域公共交通優良団体表彰及び本メールマガジンの3つについて、「地域公共交通お役立ち情報」としてご紹介させていただきました。会場には様々な方にいらしていただき、上記3つの取組みも含め、地域公共交通に関し、活発な議論がなされました。

編集後記

いつもご愛読いただきありがとうございます。国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課の中村です。

冒頭でもご紹介させていただいたとおり、11月27日に交通政策基本法が成立いたしました！交通政策基本法については、前身となる交通基本法案が平成23年3月8日に国会に提出されて以降、継続審議や廃案になりながらも、皆様から様々なご意見や要望をいただきつつ、成立に向け準備を進めてまいりました。このため、関係者も2代、3代にわたっており、喜びも一入です。（先日も盛大にお祝いをしました（笑））私にとっては初めての法案提出や国会審議で、色々と学ぶことも多く、今回携わることができたのは非常に幸せなことだと思いました。交通政策基本法の成立を受け、今後、交通政策基本計画の策定等を行っていくこととなりますので、皆様におかれましても、ぜひ注目していただければと思います。

ところで、皆様の中に写真を撮るのが好きな方はいらっしゃいますか？最近の公共交通機関は見た目にも凝った車両も多いので、つい写真を撮りたくなってしまふ、なんて方も多いのではないのでしょうか。…ということで、公共交通機関にまつわる写真を募集したいと思います！ご投稿いただく写真は、公共交通の魅力をもっとPRできるようなものであれば基本的に何でも結構です。皆様からの積極的な投稿をお待ちしております！（※いただいた写真は事務局にて適宜選択の上、記事に載せさせていただきます。）

★全国に共有したい情報等ございましたら、下記問い合わせ先または最寄りの地方運輸局企画観光部交通企画課まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 中村

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3(中央合同庁舎3号館3階)

TEL : 03-5253-8274(直通) FAX : 03-5253-1513

E-mail : koutukeikaku_joho@mlit.go.jp

国土交通省HP(情報発信のページ) :

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000039.html